

■ 年収の壁対策 130 万円超でも 2 年まで扶養が可能に

厚生労働省は、年収が一定額を超えると社会保険料の支払いが生じて手取りが減る「年収の壁」対策に関する支援強化パッケージを正式に発表しました。年収が 130 万円を超えても収入増が一時的であれば、被扶養者に認定する策などを盛り込んでいます。10 月に適用開始し、次の年金制度改正までのつなぎ措置とする予定です。

会社員等の厚生年金の被保険者に扶養される人で、従業員 100 人以下の企業に勤める場合、現在は年収が 130 万円を超えると扶養から外れ、社会保険料を自ら支払うこととなります。厚労省は 10 月以降、一時的な増収であれば連続 2 年までは扶養にとどまることができるようにします。

101 人以上の企業に勤める被扶養者の場合は月額賃金が 8.8 万円以上（年収換算でおよそ 106 万円以上）といった要件を満たすと、厚生年金に入る必要がありますが、厚労省は賃上げや保険料の相当額を手当として支給し、労働者の厚生年金への適用を促した企業に 1 人あたり 3 年で最大 50 万円を助成します。

■ 2022 年は 0.2 ポイントの入職超過 2 年連続で上昇 雇用動向調査

厚生労働省が発表した 2022 年雇用動向調査によりますと、年間の入職者数は 779 万 8000 人、離職者は 765 万 6700 人となり、入職者が離職者を約 14 万 1300 人上回りました。

人手不足が顕在化した 13 年から毎年、入職率が離職率を上回っていましたが、20 年は新型コロナの感染拡大で入職者が激減したため、離職率が入職率を 0.3 ポイント上回る離職超過となりました。しかし、企業の手不足を反映して 21 年から 2 年連続で入職超過となっています。

産業別では、宿泊・飲食サービス業が入職率 34.6%、離職率 26.8%でどちらも最も高く、7.8 ポイントの入職超過となり、生活関連サービス業も各 23.2%、18.7%で 4.5 ポイントの入職超過となりました。両産業ともコロナからの回復が遅れ、人手の確保に追われている様子がうかがえます。

■ 7 月の雇用情勢 有効求人倍率 6 カ月連続で前年同月を下回る

帯広公共職業安定所は 7 月の十勝の雇用情勢を発表し、求職者 1 人に対する求人数を表す有効求人倍率は前年同月比 0.24 ポイント低い 1.07 倍となり、6 カ月連続で前年同月を下回りました。新規求人は 1837 人（同 19.8%減）で 5 カ月連続で前年同月を下回りました。新規求職申込件数は 885 件（同 1.3%増）となり、2 カ月ぶりに前年同月を上回りました。

産業別の全 18 分類のうち 15 分類が、前年同月から減っており、運輸・郵便業が同 34.4%減の 82 人、宿泊業・飲食サービス業が同 28.4%減の 136 人、建設業が同 27.4%減の 238 人、製造業が同 12.7%減の 138 人、医療・福祉が同 11.2%減の 501 人、卸売・小売業が同 3.8%減の 306 人などとなっており、求人数が多い業種での減少が目立ちました。同所は「新型コロナによる社会経済活動回復で求人増となった前年の反動減に加え、物価上昇による需要低迷などが続いている」と分析しています。



- 十勝岳温泉 -

◆ ご存知ですか？ ◆ 【最低賃金】

最低賃金法により定められている最低賃金額のことをい
い、雇用した者の賃金を決定する際にはまずこの最低賃金
を下回っていないかを確認する必要があります。最低賃金
法という賃金には通勤手当や家族手当、精皆勤手当、時間
外手当等は含みませんので、基本給＋前述以外の諸手当の
合計額が最低賃金を下回っていないかどうかで判断され
ます。最低賃金は時給額で決められていますが、日給、月
給の労働者についても時給額に換算し、基準額以上である
かどうかを判断します。なお、令和5年10月からの北海
道の最低賃金は960円となりますので、現行の給与水準
についてご確認をお願い致します。

事務所より

北海道らしからぬ残暑も落ち着き、10月に入り、急に秋めいてきたように感じます。コロナ禍も落ち着きを見せ
る中、十勝の観光地でも賑わいが戻ってきており、各種お祭りやイベントも盛況のようですね。北海道ではこれか
ら紅葉シーズンを迎えますが、日本一早い紅葉を楽しめる旭岳では今年の猛暑でやや紅葉が遅れており、ちょうど
今が見頃の様子ですね。気持ちのいい季節にドライブがてら美しい紅葉も楽しみたいものですね。

産業雇用安定センターが実施した「副業・兼業に関するアンケート調査結果」によりますと、雇用による副業・兼
業を認めている企業が25.7%となり、今後認める予定の企業と個人事業主としての副業・兼業を認める（予定含む）
企業を含めると半数近くの企業が副業・兼業を認めている、もしくは認める予定ということが分かりました。逆に
他社の人材を副業・兼業で受け入れていない企業は75%近くとなっており、その課題としてのトップ項目は「労務
管理の難しさ」となっています。副業・兼業者を受け入れると労働時間の通算やシフト調整、労災の取り扱い等の複
雑な労務管理の点を考え、受け入れを躊躇される会社も多いように思います。ただ、人材確保が難しい中で短時間
でも専門知識や業務能力を持った人材を活用する価値は今後ますます大きくなると思いますので、労務管理面にお
ける諸々の仕組みが見直されていくことで、副業・兼業者が増える下地が出来ていくのではないかと思います。

業 務 内 容

社会保険労務士業務

- ・ 労働保険・社会保険の事務手続代行
- ・ 就業規則、給与規程等諸規則の作成・変更
- ・ 各種助成金・給付金等の申請
- ・ 人事・労務管理に関する相談・指導
- ・ 給与計算
- ・ その他労働社会保険諸法令に基づく申請書
の作成・届出、帳簿書類の作成

行政書士業務

- ・ 建設業許可申請手続
- ・ 建設業決算報告書作成、経営状況分析申請、
経営事項審査申請手続
- ・ 指名競争入札資格審査申請手続
- ・ 産業廃棄物収集運搬業許可申請手続
- ・ 法人設立関係書類作成手続
- ・ その他官公署に提出する許認可申請書類作成手続

先月号でもお伝えしましたが、10月1日より北海道の最低賃金が960円になり
ます。時給者だけではなく月給、日給者の方についても月や1日の所定労働時
間で時給額を算出し、最低賃金を割っていないかの確認が必要となりますので、
ご注意ください。

